

焼津市自治基本条例を考える市民会議設置要綱

(設置)

第1条 焼津市における市民自治の基本的なあり方を協議し、自治の主体となる市民と行政とが共にまちづくりを進めるための規範となる基本条例（以下「条例」という。）の制定に関し必要な事項を検討するため、焼津市自治基本条例を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、条例に規定すべき項目及び内容について検討するものとする。

2 市民会議は、前項の規定により検討した経過及び結果を市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 市民会議は、30人以内の委員をもって組織する。

2 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の各種団体から推薦された者
- (2) 公募による者
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による所掌事務を終えた時までとする。

(代表者)

第5条 市民会議に、代表者を置くことができる。

2 代表者の選出、その他代表者に関する事項は、委員の協議により定める。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、委員の協議又は事務局の招集により開催するものとする。

- 2 市民会議の決定は、委員全員の合意によることを原則とする。
- 3 市民会議は、協議上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。
- 4 市民会議の会議は、原則として公開する。

(進行役)

第7条 市民会議の会議等の円滑化を図るため、委員のほかに進行役を置くものとする。

(アドバイザー)

第8条 市民会議は、必要に応じて専門的見地から助言が得られるよう、市に対して市民会議の会議にアドバイザーの派遣を求めることができる。

(事務局)

第9条 市民会議の庶務を処理するため、市民会議の事務局を企画財政部企画調整課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。